

## 新型コロナウイルス関連情報（免疫証明書の交付申請手続き）

### 【ポイント】

● 社会保障番号を有さない在留邦人の皆さまのうち、ワクチンを接種した方等が免疫証明書を取得するためには、地区窓口において同証明書の交付申請手続きを行う必要があります。

### 【本文】

5月4日付けの領事メールでお知らせしたとおり、社会保障番号を有さない在留外国人のための新型コロナウイルスのワクチン接種登録サイトが開設されています。これにより、社会保障番号を有さない在留邦人の皆さまもワクチン接種が可能になっていますが、ハンガリー当局（中央データ局）によれば、社会保障番号を有さない在留外国人の方のうち

- ・ ワクチンを接種した方
- ・ コロナに感染し、治癒した方
- ・ ハンガリー政府が指定する検査場所で抗体検査を受けて陽性だった方

が免疫証明書を取得するためには、国内の地区窓口で免疫証明書の交付申請を行う必要があるとのことです。

手続きの詳細については、当館 HP に掲載しましたので、上記に該当し、免疫証明書が必要な方はそちらをご覧ください。

[https://www.hu.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/coronavirusinfo.html](https://www.hu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirusinfo.html)

（5 ワクチン接種の登録方法、免疫証明書の交付申請手続き）